

基本目標 2

健康でいきいきと 暮らせるまち



- 政策 2-1 健康づくりの推進と医療体制の充実
- 政策 2-2 高齢者が暮らしやすいまちづくり
- 政策 2-3 障がい者が暮らしやすいまちづくり
- 政策 2-4 暮らしのセーフティネットの充実

施策1 健康づくりの推進

施策2 スポーツの振興

施策3 医療体制の充実

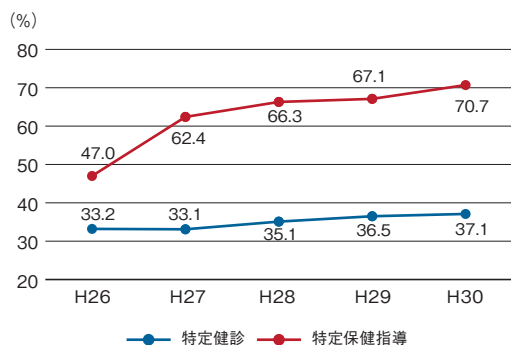
本市の現状・課題

- 年々平均寿命が延びる中、健康で自立した生活を送ることができる期間である「健康寿命」を延ばすことが重要になっており、平均寿命と健康寿命の差をいかに縮めるかが課題となっています。
- 本市における死因の主なものは、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病となっている一方、特定健診^{*1}やがん検診の受診率については、国の目標値（特定健診は60%、がん検診は50%^{*2}）を大きく下回っています。今後も受診率向上に向けて、より一層の普及啓発活動等に努める必要があります。
- 本市では、市民スポーツ大会、ロードレース大会など、市民が気軽に参加できるスポーツイベントを開催するなど、生涯スポーツの普及と参加機会の提供に努めていますが、本市におけるスポーツに取り組む人の割合は、国の目標（65%程度）を下回っている状況です。また、生涯スポーツの普及・推進を支えるスポーツ指導者の高齢化が進んでおり、若い指導者の育成・確保が必要となっています。
- 市立大村市民病院は、平成20年に指定管理者制度を導入し、平成29年には建替えにより新病院を開院するなど、経営基盤の強化や医療水準の向上に取り組んできました。今後も地域医療の中核病院として、安定した経営と必要とされる医療ニーズの提供に努める必要があります。

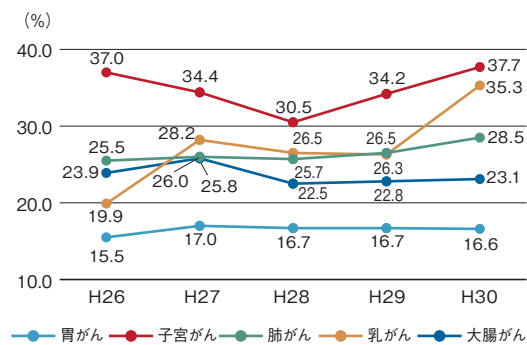
※1 特定健診：40歳～74歳の方を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して生活習慣病のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けようことを目的とした健康診査。

※2 がん検診の受診目標値：平成24年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」による。受診率を5年以内に50%（胃、肺、大腸については当面40%）とすることを目標としている。

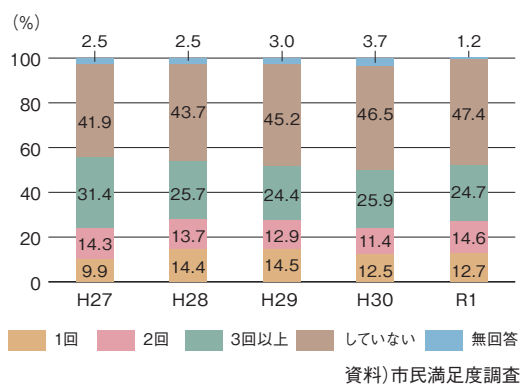
(1) 特定健診受診率・特定保健指導実施率



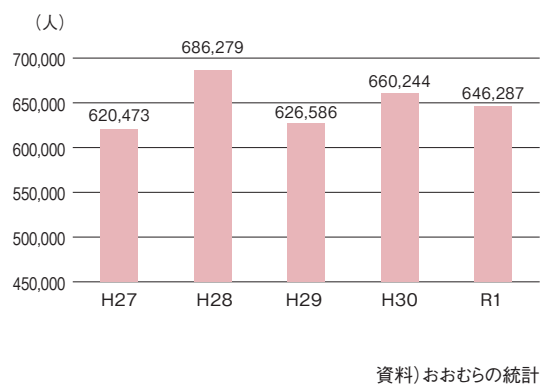
(2) がん検診受診率



(3) スポーツをする人の割合(週当たり)



(4) スポーツ施設利用者数



施策の体系

政策2-1

健康づくりの推進と医療体制の充実

施策1 健康づくりの推進

- 1 みんなで取り組む健康づくり
- 2 食育の推進
- 3 歯・口腔の健康づくり
- 4 いのちを守る自殺対策の推進

施策2 スポーツの振興

- 1 スポーツへの参加促進
- 2 指導者の育成
- 3 競技スポーツの推進
- 4 スポーツ施設の充実と利用促進

施策3 医療体制の充実

- 1 安心して受診できる体制づくり
- 2 市民病院の機能充実

健康づくりの推進

施策の方針・指標

身体と心の健康づくりや食育の推進など、市民の健康寿命を延ばす取組を推進します。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
特定健診の受診率 (%)	36.9 (R1年度)	50.0 (R7年度)
メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合 (%)	26.9 (R1年度)	20.0 (R7年度)
食育に関するボランティア等の人数 (人)	256 (R1年度)	400 (R7年度)
むし歯のない子どもの割合 (12歳児) (%)	70.8 (R1年度)	75.0 (R7年度)
自殺対策のゲートキーパー養成講座延べ受講者数 (人)	1,175 (R1年度)	2,800 (R7年度)

施策の概要

1 みんなで取り組む健康づくり

「自分の健康は自分でつくる」を基本に、一人ひとりが自分の心身の状態を知り、適切な生活習慣を維持できるよう、特定健診やがん検診、心身の健康に関する情報発信を推進するとともに、健康教室、各種イベント等を実施します。

また、身近な地域で市民の健康づくりをサポートする人材や組織を育成することで、みんなで楽しみながら取り組む健康づくりを推進します。

2 食育の推進

市民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を送れるよう、食育情報の発信や食育活動を推進します。

また、関係機関や団体等と連携・協力し、市民が自ら食育活動を実践できる環境づくりに取り組みます。

3 歯・口腔の健康づくり

健康な歯を保ち、食生活を楽しみながら、いきいきと暮らすことができるよう、「むし歯」と「歯周病」の予防のため、歯科検診や歯・口腔に関する情報発信を推進します。

4 いのちを守る自殺対策の推進

市民一人ひとりが、身近な人の悩みや心の危険信号などの自殺のサインに気づき、ゲートキーパー^{*1}の役割を担えるよう啓発活動を行います。

また、関係機関や団体等とのネットワークを更に強化し、官民一体となって自殺対策を推進します。

^{*1} ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切に対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）することができる人。

スポーツの振興

施策の方針・指標

スポーツへの参加促進や指導者の育成を図り、生涯スポーツ及び競技スポーツを推進します。また、スポーツ施設を充実するなど、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を整えます。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
スポーツイベントの参加者数(人/年)	5,543 (R1年度)	6,400 (R7年度)
公認のスポーツ指導者登録数(人)	174 (R1年度)	198 (R7年度)
スポーツ競技団体の加入者数(人)	8,562 (R1年度)	9,100 (R7年度)
成人の週1回スポーツ実施率(%)	51.4 (R1年度)	60.0 (R7年度)
体育施設の利用者数(人/年)	646,287 (R1年度)	653,300 (R7年度)

施策の概要

1 スポーツへの参加促進

生涯を通して気軽にスポーツを楽しむことができるよう、市民スポーツ大会、ロードレース大会など、子どもから高齢者まで誰もが気軽に参加できる市民参加型のスポーツイベントの開催や、地域のスポーツ大会などの支援を行います。

2 指導者の育成

スポーツの指導者の育成を図るため、日本スポーツ協会が公認するスポーツ指導者資格などの取得支援や、県と連携した研修の充実による指導者の育成・確保に努めます。

3 競技スポーツの推進

競技力の向上を目指し、市スポーツ協会と連携し競技スポーツ団体の育成を図り、優れた指導者や競技者の養成に努めます。

また、全国レベルの大会やスポーツ合宿を誘致するなど、多様な交流を通じた競技力の向上を図ります。

4 スポーツ施設の充実と利用促進

市民のスポーツ活動の場となるスポーツ施設の充実を図るため、総合運動公園の早期整備や老朽化した施設・設備の計画的な改修と適正な維持管理に努めます。

また、スポーツ施設の利用促進を図るため、適切な運営管理を行うとともに、予約システム等の充実を図ります。

医療体制の充実

施策の方針・指標

救急医療体制の充実を図るとともに、医療機関との連携を強化します。また、地域の中核病院である市民病院について、ニーズに沿った医療サービスの向上及び提供に努めます。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
休日・夜間における外来患者数 (人/年) (休日当番医、夜間初期診療センターの年間受診者数)	10,114 (R1年度)	10,500 (R7年度)
市民病院の病床稼働率 (%)	90.0 (R1年度)	90.0 (R7年度)

施策の概要

1 安心して受診できる体制づくり

休日や夜間に市民が安心して医療機関を受診できるよう、大村市夜間初期診療センター、民間医療機関、市立大村市民病院及び国立病院機構長崎医療センターとの連携を図ります。

また、日頃から安心して受診できる身近な「かかりつけ医」の普及促進に努めます。

2 市民病院の機能充実

地域医療の中核病院として、安定した経営基盤のもと医療サービスの向上を図ります。

また、診療所等からの患者の紹介や逆紹介^{※1}など、患者が適切な医療を受けられるよう、市内をはじめとする他の医療機関との連携を強化します。

さらに、患者の症状やニーズに応じて、地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床の入院状況を調整するベッドコントロールや、リハビリテーションの充実など、医療機能の充実を図ります。

※1 逆紹介：病状が安定した患者に、紹介元の診療所等の医療機関に紹介すること。

施策1 地域包括ケアシステムの充実

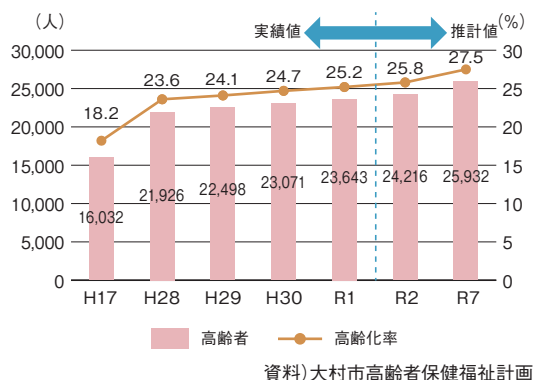
施策2 高齢者の生きがいつくりと介護予防の推進

施策3 高齢者を地域で支える体制の充実

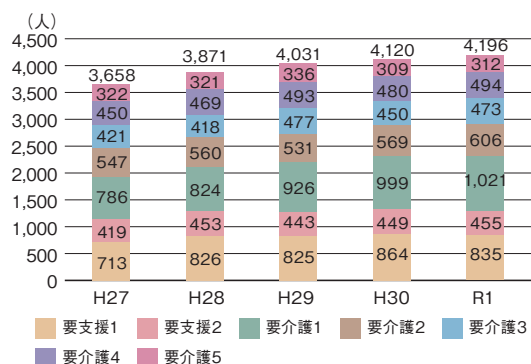
本市の現状・課題

- 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる地域包括ケアシステムの拠点施設として、平成28年に中心市街地複合ビルに地域包括支援センター等に移転したのち、平成31年4月には、医師会や大村市社会福祉協議会などの医療や福祉の関係事業者等に移転し「プラットフォーム」として本格整備しました。今後、関係機関と更なる連携を図るとともに、市民一人ひとりが地域包括ケアシステムを支える一員としての意識を持てるような地域づくりが必要です。
- 高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者が今後も増加することが予測されています。このため、高齢者の生きがいつくりや社会参加の促進、健康づくり等、介護予防に重点を置いた取組を進める必要があります。
- 独居を含む高齢者のみの世帯が今後も増加する見込みであり、高齢者世帯の社会的孤立や介護現場の人材不足等が課題になっていることから、認知症対策や住民相互の支え合い活動の推進など、高齢者を地域で支える体制づくりに取り組む必要があります。

(1) 高齢者人口の推移予測



(2) 要支援・要介護認定者数



施策の体系

政策 2-2

高齢者が暮らしやすいまちづくり

施策 1 地域包括ケアシステムの充実

- 1 地域包括ケアシステムの充実

施策 2 高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進

- 1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進
- 2 高齢期の身体機能の低下抑制と健康づくり
- 3 高齢者の歯・口腔の健康づくり

施策 3 高齢者を地域で支える体制の充実

- 1 地域包括支援センターの相談体制の充実
- 2 認知症総合支援対策の推進
- 3 地域の拠点施設等の整備
- 4 地域の支え合い活動の推進

施策
1

地域包括ケアシステムの充実

施策の方針・指標

「プラットおおむら（中心市街地複合ビル）」を拠点に、関係機関と連携しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を行います。

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
24時間対応コールセンター （在宅医療サポートセンター ^{※1} ）登録件数（件）	112（R1年度）	215（R7年度）

施策の概要

1 地域包括ケアシステムの充実

要介護状態になっても、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、関係機関と連携し、地域の身近な相談窓口の開設や自宅でも適切な医療を受けられる体制づくりなど、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。

特に、在宅医療を提供する医療機関と介護サービス事業所等との多職種連携や緊急時の病診連携^{※2}を進めるなど、在宅療養環境の整備を目指します。

※1 在宅医療サポートセンター：在宅療養環境を整備するため、大村市が大村市医師会に委託している在宅医療・介護連携に関する相談窓口。

※2 病診連携：高度な医療設備や専門性のある技術を持った基幹病院と地域のかかりつけ医（医院・診療所等）が病気の治療や早期発見を目的として連携を図ること。

高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進

施策の方針・指標

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るとともに、身体機能の低下抑制及び歯・口腔の健康づくりを推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
介護予防教室の利用団体数(団体/年)	76 (R1年度)	86 (R7年度)
住民主体の「通いの場」 ^{*1} の拠点数(箇所)	20 (R1年度)	100 (R7年度)

施策の概要

1 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者一人ひとりが生きがいを感じながら社会生活を営むことができるよう、就労や地域活動等の社会参加をしながら、生涯現役として活躍できる環境づくりに取り組みます。

2 高齢期の身体機能の低下抑制と健康づくり

加齢による身体機能の低下や生活習慣病による要介護化を予防するため、高齢者健診の受診促進や高齢者のフレイル^{*2}等の特性に着目した健康支援の充実を図り、介護予防と生活習慣病の重症化予防を連動させた健康づくりを支援します。

また、高齢者が身近な地域で楽しく健康づくりを続けることができるよう、住民主体の「通いの場」を支援するなど、高齢者の健康の維持・増進を図ります。

3 高齢者の歯・口腔の健康づくり

歯周病や歯の喪失、口腔機能の低下を予防するため、口腔ケアの重要性について普及啓発に取り組むとともに、歯や口腔機能の維持・向上を目的とする介護予防事業の取組を推進します。

※1 住民主体の「通いの場」：週1回以上の頻度で、体を動かす活動をしている高齢者の集いの場。

※2 フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態である一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像を表す。

施策
3

高齢者を地域で支える体制の充実

施策の方針・指標

地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図るとともに、認知症総合支援対策を推進します。また、高齢者を地域で支える拠点施設等の整備に加え、地域の支え合い活動を推進します。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
認知症サポーター養成延べ人数 (人)	8,192 (R1年度)	13,600 (R7年度)
老人クラブ連合会の加入者数 (人)	3,045 (R1年度)	3,045 (R7年度)

施策の概要

1 地域包括支援センターの相談体制の充実

高齢者の健康の保持及び生活の安定のため、関係機関と連携し、リハビリテーションや栄養管理などの様々な分野の専門性を活かしたきめ細かな相談体制の充実に取り組みます。

2 認知症総合支援対策の推進

認知症高齢者やその家族が地域で気軽に相談できる窓口「認知症ほっとライン^{※1}」の充実を図るとともに、認知症支援リーダー^{※2}及び認知症サポーター^{※3}の養成を継続して行うなど、認知症高齢者とその家族を見守り支える体制づくりを進めます。

3 地域の拠点施設等の整備

高齢者を地域で支える体制を整備するため、リハビリテーションや介護予防、介護支援のための通所系サービス施設のほか、高齢者の住まいの確保を含めた入所系施設、さらには地域密着型サービス^{※4}施設などの確保を計画的に進めるとともに、これら介護サービスを担う介護人材の確保や育成に努めます。

※1 認知症ほっとライン：認知症支援リーダーが所属する事業所に設置する認知症の相談窓口。

※2 認知症支援リーダー：医療・介護従事者における認知症対応力の向上を図ることを目的として、大村市と大村市医師会の共催で実施する認知症支援リーダー養成研修を修了した人。

※3 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守る市民を養成することを目的として、大村市が実施する認知症サポーター養成講座を受講した人。

※4 地域密着型サービス：介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるように、市町村指定の事業者が地域住民に提供するサービス。

4 地域の支え合い活動の推進

高齢者が仲間づくりを通して身近な支え合いに取り組めるよう、老人クラブや公民館活動の支援を行います。

また、地域住民や関係機関が、日常生活や災害時などにおいて、高齢者を見守る意識を共有できるよう、地域の支え合いに関する市民への意識啓発や関係機関同士のネットワークの充実を図ります。

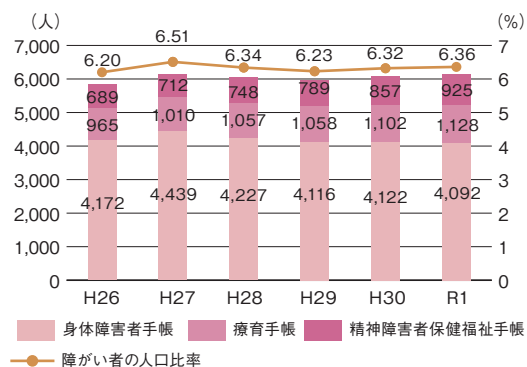


老人クラブ連合会スポーツ大会

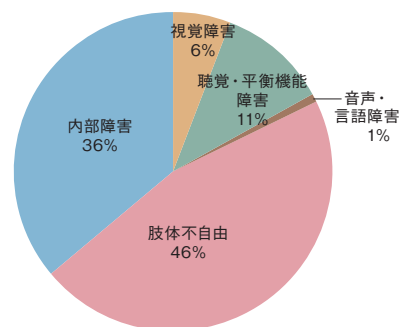
本市の現状・課題

- 障害者手帳（身体・療育・精神）所持者は、過去5年間に於いて、身体障害者手帳所持者数はほぼ横ばい、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。障がい者が安心して自立した生活を送るため、相談支援体制の充実を図るとともに、障がいの早期発見・早期治療（療育）、生活支援、障がいや障がい者に対する理解促進に努めることが必要です。
- 障害者雇用促進法では、事業主に対し、法定雇用率^{※1}以上の割合で障がい者を雇うことを義務付けていますが、障がい者の雇用環境はまだまだ厳しい状況にあります。障がい者の生活を安定させる上で、就労に向けた取組を更に拡大させていく必要があります。
- 障がい者が日常生活を送る中で、依然として様々な障壁（バリア）が存在しています。障がい者の社会参加を促進するための環境整備が必要です。

(1) 障害者手帳所持者数



(2) 身体障がいの種類別の比較(令和2年4月1日時点)



※1 法定雇用率：従業員が45.5人以上である民間企業の場合、2.2%（令和3年4月1日からは、2.3%）。

施策の体系

政策 2-3

障がい者が暮らしやすいまちづくり

施策 1 障がい者の自立支援の充実

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 日常生活を支援するサービス等の充実
- 3 就労支援の充実
- 4 障がい児支援の充実

施策 2 障がい者の社会参加の促進

- 1 心のバリアフリーの推進
- 2 社会参加しやすい環境づくり
- 3 健康づくりの促進
- 4 地域で支え合う体制づくり

施策
1

障がい者の自立支援の充実

施策の方針・指標

障がい者の相談支援体制を充実・強化し、それぞれの障がいに応じたサービス等を充実させるとともに、就労支援、障がい児支援の充実を図ります。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
障害者相談支援事業における相談件数 (件/年)	16,415 (R1年度)	17,400 (R7年度)
障害者就労施設等からの市役所の優先調達額 (千円/年)	12,614 (R1年度)	12,870 (R7年度)

施策の概要

1 相談支援体制の充実・強化

障がい者の相談支援体制を更に充実させるため、相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、サービス提供事業者、民生委員、ボランティア等との連携の強化を図ります。

また、障がい者の人権や権利を擁護するため、虐待防止対策と成年後見制度の活用促進に取り組みます。

2 日常生活を支援するサービス等の充実

障がい者の日常生活を支援するため、生活介護、自立訓練等の日中活動系サービス^{※1}や居宅介護等の訪問系サービス^{※2}の充実を図ります。

また、短期入所や移動支援、日中一時支援事業^{※3}等により、家族等の負担を軽減します。

3 就労支援の充実

障がい者の就労機会の拡大を図るため、大村市障害者自立支援協議会やハローワーク等の関係機関と連携し、事業所等に対する障がい者雇用の啓発に取り組みます。

また、障害者就労施設からの優先調達を推進するとともに、地域における販路拡大を支援し、障がい者の所得向上による生活の安定を目指します。

- ※1 日中活動系サービス：障がい者が自立した社会生活を送ることを目的とした身体機能や生活能力向上のための自立訓練や、就労に必要な知識や能力の訓練を行う就労移行支援などの障害福祉サービス。
- ※2 訪問系サービス：障がい者が日常生活を送るために必要な自宅での食事、入浴などの居宅介護や重度視覚障がい者の移動支援を行う同行支援などの障害福祉サービス。
- ※3 日中一時支援事業：日中に監護する人がいない障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とした事業。

4 障がい児支援の充実

障がい児の発達を促進するため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小・中学校、療育支援機関等が連携し、障がいの早期発見や障がい児の成長過程に応じた支援に取り組めます。

また、障がい児を持つ保護者の育児不安の解消や負担軽減を図るため、障害児一時預かり事業^{※4}に取り組むなど、障がい児家庭の支援を行います。



オレンジクローバー販売会（障害者就労支援施設商品販売会）

※4 障害児一時預かり事業：特別な支援が必要な未就学の障がい児を保育所等で一時的に預かる事業。

障がい者の社会参加の促進

施策の方針・指標

障がい及び障がい者に対する理解を促進し、社会全体における「心のバリアフリー」や意思疎通支援の充実を図るとともに、障がい者の活動環境の整備や地域における支え合いの体制づくりを図ります。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
心身障害者おでかけサポート事業 ^{※1} 交付者数 (人)	576 (R1年度)	725 (R7年度)
手話奉仕員・要約筆記奉仕員の登録者数 (人)	144 (R1年度)	210 (R7年度)

施策の概要

1 心のバリアフリーの推進

障がいのある人となない人との相互理解を深める「心のバリアフリー」を推進するため、各種講座や研修会等、様々な機会を捉えて障がいに関する理解の促進や広報に努めます。

2 社会参加しやすい環境づくり

障がい者の社会参加を促進するため、移動が困難な方への外出支援や障がいの種別に関わらず意思疎通が図れる支援の充実、施設のバリアフリー化などの環境整備を進めます。

3 健康づくりの促進

障がい者一人ひとりが安心して社会生活を営むことができるよう、医療・保健・福祉の連携のもと、健康診査や健康相談の充実など身体と心の健康づくりに取り組みます。

また、内部障がい^{※2}等の大きな原因となる高血圧、糖尿病等の生活習慣病やうつ病等の精神疾患について、発症や重症化の予防に努めます。

4 地域で支え合う体制づくり

市民一人ひとりが共に支え合う地域社会を構築するため、住民参加型の福祉活動を推進し、市内の各種福祉団体や市民活動団体等との連携強化を図ります。

また、日常生活での安全対策や災害等の緊急時に備え、安否確認や避難・誘導等を行うための支援体制づくりを進めます。

※1 心身障害者おでかけサポート事業：在宅で1人では外出が困難な障がい者に対し外出を支援するため、タクシー券又はガソリン券を交付する（交付対象者の要件あり）。

※2 内部障がい：身体内部の臓器に障がいがあること。身体障害者福祉法では、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がい、膀胱又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がいの7つを規定している。

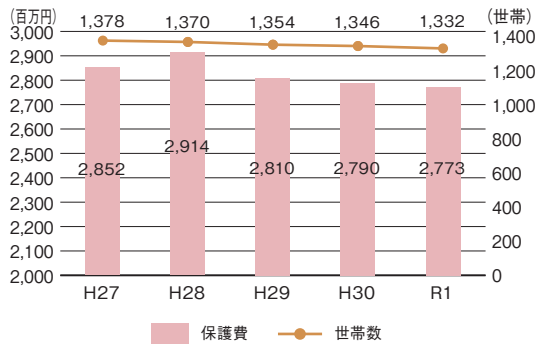
施策 1 低所得者の生活支援

施策 2 社会保険制度の安定的運営

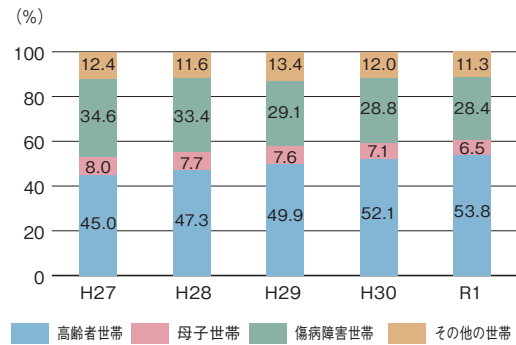
本市の現状・課題

- 生活困窮者の就労件数は増加傾向にあり、今後も就労を確保することで、安心して生活できるように支援を行う必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、本市の生活保護受給世帯に占める高齢者世帯数の割合は増加しているものの、全体的な生活保護世帯数は減少傾向にあります。今後も引き続き、生活保護受給者の自立に向けてきめ細かな対応を行うとともに、生活保護費の適正な給付に努める必要があります。
- 国民健康保険の世帯数及び被保険者数は減少傾向にありますが、保険給付金額は増加傾向にあります。今後も特定健診や保健指導等の実施により医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の納付に関する意識啓発に取り組むなど、国民健康保険の安定的な運営に努める必要があります。
- 介護保険の介護認定者数及び介護給付費は年々増加しており、今後も更に増加が見込まれるため、介護事業者に対するケアプラン点検や様々な介護予防の取組などにより、介護保険の安定的な運営に努める必要があります。

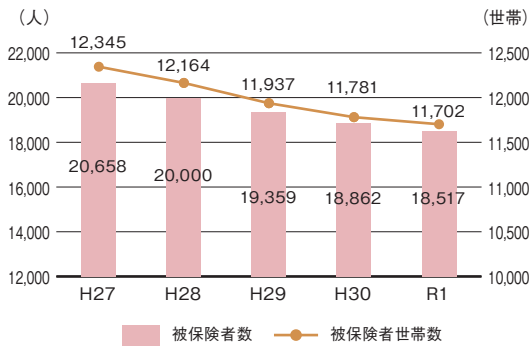
(1) 保護費と保護世帯数



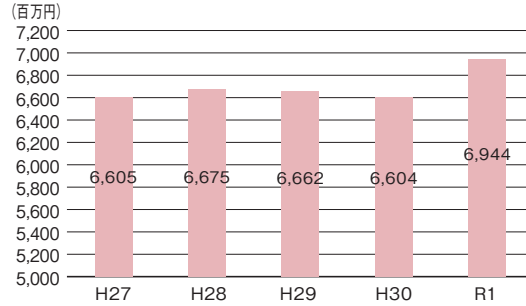
(2) 保護世帯の構成割合



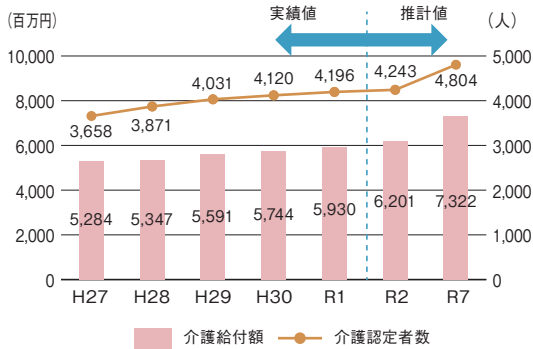
(3) 国民健康保険の世帯数及び被保険者数



(4) 国民健康保険給付額の状況



(5) 介護給付費及び介護認定者数の推移



資料)大村市高齢者保健福祉計画

施策の体系

政策 2-4

暮らしのセーフティネットの充実

施策 1 低所得者の生活支援

- 1 生活困窮者対策の充実
- 2 生活保護の適正な実施と自立支援

施策 2 社会保険制度の安定的運営

- 1 国民健康保険の安定的運営
- 2 介護保険の安定的運営

低所得者の生活支援

施策の方針・指標

生活困窮者に対する相談体制の充実を図るとともに、生活保護の適正な実施と自立支援を推進します。

指標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
生活困窮者自立相談支援を受け就労した人の数(人/年)	34 (R1年度)	46 (R7年度)
生活保護率(%) (生活保護受給者数/推計人口)	1.84 (R1年度)	1.84 (R7年度)
生活保護受給者で就労開始した人の数(人/年)	54 (R1年度)	62 (R7年度)

施策の概要

1 生活困窮者対策の充実

生活困窮者自立支援制度^{※1}に基づき、複合的な生活の困りごと・不安を抱えている生活困窮者からの相談に包括的かつ継続的に対応し、実態把握を通じて、それぞれの状況に応じた支援を実施します。

2 生活保護の適正な実施と自立支援

生活保護の適正な実施に努めるとともに、医療費の適正化や生活保護受給者の健康の保持増進等に取り組めます。

また、就労支援や生活指導など、生活保護受給者の自立に向けた取組を強化します。

※1 生活困窮者自立支援制度：官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する制度。

社会保険制度の安定的運営

施策の方針・指標

国民健康保険や介護保険については、制度の重要性を市民へ啓発するとともに、医療費や介護給付の適正化に取り組み、制度の安定的な運営に努めます。

指標	基準値 (基準年)	目標値 (目標年)
国民健康保険税 (現年度分) の収納率 (%)	95.03 (R1年度)	95.03 (R7年度)
介護保険料 (現年度分) の収納率 (%)	99.30 (R1年度)	99.30 (R7年度)

施策の概要

1 国民健康保険の安定的運営

医療費の適正化を図るため、重複・多受診者への訪問指導や特定健診及び保健指導を実施し、健康管理に対する意識の向上を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用をより一層促進します。

また、保険税の確保に向けた取組として、納税に対する理解促進や意識啓発、ファイナンシャルプランナーを活用した生活改善型納税相談を行います。

2 介護保険の安定的運営

介護給付の適正化を図るため、定期的に介護事業所を訪問し、ケアプラン^{※1}の点検及び高齢者の実態把握を行うとともに、サービス利用に関する高齢者の疑問点を把握し、適正なサービス利用に向けた相談や助言により、介護保険制度の理解促進を図ります。

また、今後の介護認定者数やサービス給付量に応じた適切な保険料を設定するとともに、被保険者の負担の公平性を確保するため、引き続き収納率の向上に努めます。

※1 ケアプラン：どのような介護保険サービス（介護サービス・介護予防サービス）を、いつ、どれだけ利用するかに関する計画。